

令和 5 年 12 月 18 日

豊田市長 太田 稔彦 様

足助地域会議

会長 鈴木 知江美

答 申 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 202 条の 7 第 2 項の規定に基づき諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

答申内容

私たちが住む足助地域では、豊かな自然と人々のつながりを大切にしながら多様な生活が営まれています。そこには、愛着や誇りをもって故郷をいつまでも守り続けて行きたいという強い願いと、魅力あふれる山村の価値を多くの方と共有していきたいという思いがあります。

そのような中、足助地域では、市町村合併後の急激な人口減少に歯止めがかからず、空き家が増え、一部集落では自治機能も限界に達しつつあります。また、荒廃した農地や山林などが増え、災害の甚大化など矢作川流域の都市部への影響も懸念されています。

こうした人口の減少、生活環境の悪化は、次の第 9 次総合計画の期間ではさらに急激に進むことが予想され、足助地域を含めた山村地域の維持が危ぶまれます。

第 9 次総合計画は、山村地域が、この負のスパイラルから脱出し、地域を維持するための分岐点となる計画です。令和 4 年 1 月に施行された「豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例」が目指す「豊かなまちー豊田市」の実現に向け、山村地域の課題に特化した大胆な施策、投資が今なされなければ手遅れとなります。

このような考えのもと、第9次総合計画における「(仮称) ミライ構想」のめざす姿やまちづくりの基本的な考え方には、危機的状況にある山村地域の将来像をどう描き、どう向かっていくのかを明らかにしたうえで山村を守る決意を具体的に記載されたい。

また、「都市構造」については、以下のようにされたい。

- 1 足助地域のような山村地域にとって「都市」という言葉は、自分たちの地域が含まれていないような誤った認識を持つため、市全体を表現する場合は「まち」を、「都市構造」という表題は「まちの構造」とする。
- 2 ミライ構想における都市構造の基本的な考え方とする「コンパクト+ネットワーク」について、広域かつ多様な地域性を有するまちである豊田市には概念だけでは理解できないため、どのような機能をどこに集約し、どのように連携するのかを明確に表現する。
- 3 「生活拠点」について、都市・生活機能の維持とされているが抽象的で曖昧であるため、山村地域における生活拠点として具体的にどのような機能を維持・確保していくのか明確に表現する。

以上です。